

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社及び関係会社(以下、「当社グループ」と言います)は、社是の「誠意」と経営理念である「ファINEストカンパニー(美しき良き会社)」、「ファINEストワーク(美しき良き仕事)」を踏まえて、健全な事業活動を展開するにあたり、法令等を遵守し、社会規範・企業倫理に則って行動するとともに、地球環境保全、社会貢献、人権尊重等について企業の社会的責任を果たすことを基本方針としています。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、当社グループ各社を適切に統治します。

当社は、株主に対する受託者責任及び顧客、社会、社員等のステークホルダーに対する責任並びに上記の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスの実現を構築し、当社グループの企業価値を永続的に高めるよう努めるものとします。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組み及び考え方を「コーポレートガバナンス基本方針」(以下、「基本方針」と言います)として制定し、当社ウェブサイトにおいて公開しております。

「コーポレートガバナンス基本方針」 [https://www.okayaelec.co.jp/dcms\\_media/other/cg\\_210413.pdf](https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/cg_210413.pdf)

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

本コーポレート・ガバナンス報告書は、2021年6月改訂のコーポレートガバナンス・コードに基づいて記載しています。

#### 【補充原則1 - 2 議決権の電子行使や招集通知の英訳について】

議決権の電子行使については2020年6月30日開催の第97回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を採用いたしました。また、併せてQRコードを読み取ることで議決権行使ウェブサイトログインが可能な「スマート行使」を導入し、株主の皆さまが議決権を行使しやすい環境を整備しました。

さらに、議決権電子行使プラットフォームについても2022年6月開催予定の第99回定時株主総会より導入することを決定し、すでに運営会社である株式会社ICJとの間で参加契約書を締結しました。招集通知の英訳についても第99回定時株主総会より導入することを決定し、社内で準備を進めています。

#### 【補充原則2 - 4 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保について】

当社は、人材の多様性を新たな価値創出の源泉と考え、女性・外国人・中途採用者を積極的に採用する方針としています。また、中途採用者については、多様な経験やスキルを総合的に判断し、管理職への登用を行っている一方で、女性・外国人の管理職への登用数は十分ではないと認識しています。2022年度より開始する第11次中期経営計画では、当社の中核人材として、その比率が高まるよう人材育成および社内環境の整備に努めてまいります。

#### 【補充原則3 - 1 情報開示の充実について】

当社は、経営理念、行動理念、品質・環境・安全衛生方針、岡谷グループ行動基準に基づき、お客様、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会等全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的に役割を果たすと同時に、企業価値の向上に努めています。また、サステナビリティを巡る課題への対応として、5つの取組みを進めています。現状は、温室効果ガスの排出量の特定に向けて準備中です。2022年度より開始する第11次中期経営計画では、気候変動に関する取組みを通じ、温室効果ガスの排出量削減を検討していく予定です。

1. 環境要求事項・法規制を遵守した環境にやさしい製品開発・供給
2. 人権の尊重
3. 人材育成
4. 取引先との公正・適正な取引
5. 社会からの信頼の確立

#### 【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質について】

当社では数値基準といった明確な選任基準は設けておりませんが、基本方針第11条に人格、識見、経営経験等の能力要件を定めています。

#### 【補充原則4 - 11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方について】

基本方針第5章をご参照ください。本報告書提出日現在において、取締役総数は5名、うち2名が独立社外取締役です。また、取締役のスキル・マトリックスの策定並びに開示の準備を進めています。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式について】

- (1) 上場株式の政策保有に関する方針  
基本方針第3条1及び2をご参照ください。
- (2) 保有株式の議決権行使基準  
基本方針第3条3をご参照ください。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引について】

基本方針第4条をご参照ください。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮について】

当社は、社員の安定的な資産形成のため確定拠出年金制度を採用しています。  
運営管理に関しては、社外の運営管理機関に委託しており、社員の安定的な資産形成を支援する観点から、運用機関に対するモニタリングを定期的に行っています。また、年1回、加入者全員を対象として、制度の基本的知識や運用に関する注意事項等について専門家による研修を実施しています。

【原則3 - 1 情報開示の充実について】

- (1) 企業理念、経営戦略、経営計画  
詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。  
「企業理念」<https://www.okayaelec.co.jp/company/greeting.html>  
経営戦略、経営計画については有価証券報告書「第2【事業の状況】」をご参照ください。  
「経営戦略、経営計画」[https://www.okayaelec.co.jp/dcms\\_media/other/98\\_4.pdf](https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/98_4.pdf)

- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針  
詳細につきましては、本報告書及び基本方針の各項目をご参照ください。

- (3) 役員報酬等の決定に関する方針  
基本方針第18条～第20条をご参照ください。

- (4) 取締役の指名・選解任方針と手続  
基本方針第8条及び第9条をご参照ください。

- (5) 取締役の指名・選任理由  
取締役候補者の選任理由、その他取締役の略歴・地位・担当等については、第97回定時株主総会招集ご通知をご参照ください。  
「第97回定時株主総会招集ご通知」[https://www.okayaelec.co.jp/dcms\\_media/other/20\\_sm1.pdf](https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/20_sm1.pdf)

【補充原則4 - 1 取締役会の決定事項等について】

基本方針第7条をご参照ください。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用について】

提出日現在において、当社の独立社外取締役は2名であり、当社の事業規模及び取締役5人のうち2名が社外取締役であること並びに社外取締役が他の上場会社役員を兼務しておらず、当社取締役業務に専念していることから、取締役会が有効に機能していると考えています。

【補充原則4 - 10 人事報酬委員会について】

人事報酬委員会は、取締役社長、管理本部担当取締役、社外取締役ならびに取締役社長から指名を受けた者から構成され、委員長は社外取締役から選任されます。委員会は適宜開催され、役員並びに社員の懲罰及び役員（監査役を除く）の人事、報酬等につき審議しております。この委員会は、社外取締役が委員長を務めることにより、公正中立性が担保されていると考えています。  
2021年3月期は6回開催され、いずれも全ての委員が全回出席しました。

【補充原則4 - 11 取締役及び執行役の他の上場会社の役員兼任状況について】

取締役の重要な兼職状況については、有価証券報告書等で毎年開示しています。現任取締役につきましては、非上場のグループ会社以外の兼務はありません。詳細につきましては、基本方針第13条条及び当社ウェブサイトをご参照ください。  
有価証券報告書「第4【提出会社の状況】」4【コーポレート・ガバナンスの状況等】(2)【役員】の状況をご参照ください。  
[https://www.okayaelec.co.jp/dcms\\_media/other/98\\_4.pdf](https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/98_4.pdf)

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性についての分析・評価について】

基本方針第14条をご参照ください。2021年3月期に開催した取締役会(30回)については評価アンケートを実施し、その回答結果を社外取締役が公正中立な立場から集計、分析し、取締役会に報告するとともに今後の課題につき検討しました。

【補充原則4 - 14 取締役及び監査役に対するトレーニングの方針について】

基本方針第21条をご参照ください。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針について】

基本方針第23条をご参照ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託沖電気工業口	3,602,033	15.86
明治安田生命保険相互会社	2,066,000	9.10
T P R株式会社	1,440,000	6.34
株式会社みずほ銀行	1,082,447	4.77
岡谷企業財形会	716,727	3.16
安田不動産株式会社	638,580	2.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	483,700	2.13
みずほ信託銀行株式会社	465,000	2.05
株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)	356,600	1.57
岡谷電機産業株式会社従業員投資会	331,532	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

### 補足説明

大株主の氏名又は名称、所有株式数及び割合は、いずれも2021年3月31日現在のものです。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
昨間 英之	他の会社の出身者													
房前 芳一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

<p>昨間 英之</p>		<p>昨間英之氏は、製造業における取締役の経験を有し、製造業経営に相当の知見を有しております。これらのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると考えております。</p> <p>当社と昨間氏との間に特別の利害関係はありません。昨間氏は、株式会社オーバルに2018年6月まで在籍しておりましたが、当社と当社との間に営業取引はなく、出身会社の意向に影響される立場にありません。当社の取締役会の意思決定に対し、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、昨間氏が独立性を有すると考えております。</p>
<p>房前 芳一</p>		<p>房前芳一氏は、技術者として、また海外関係会社社長をはじめとする経営者として、製造業経営に相当の知見を有しております。これらのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると考えております。</p> <p>当社と房前氏との間に特別の利害関係はありません。房前氏は、日機装株式会社に2017年9月まで在籍しておりましたが、当社と当社との間の営業取引は僅少であり、出身会社の意向に影響される立場にありません。当社の取締役会の意思決定に対し、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、房前氏が独立性を有すると考えております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	5	0	3	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	5	0	3	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の人事、報酬等について中立的立場から公正に審議を行うことを目的に、人事報酬委員会を設置しております。人事報酬委員会は、取締役社長、管理本部担当取締役、社外取締役ならびに取締役社長から指名を受けた者から構成され、委員長は社外取締役から選任されます。人事報酬委員会は、適宜開催され、役員ならびに社員の懲罰及び役員(監査役を除く)の人事、報酬等につき審議しております。

2021年3月期は6回開催され、いずれも全ての委員が出席いたしました。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査役会規定に則り、会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換、意見交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。また、内部監査部門である経営監査室と定期的に会合をもって、内部監査計画の確認、内部監査結果の報告等の意見交換を行い、連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉村 太一	他の会社の出身者													
湯澤 公明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉村 太一		吉村太一氏は、2014年6月まで当社の取引先であり、当社株式の9.10%を保有する明治安田生命保険相互会社に在籍しておりました。 当社は同社から、2021年3月末現在、300百万円の借入金及び法人保険契約の取引があります。	吉村太一氏には、金融業での経験を活かし、公正中立な立場から取締役の職務執行状況を監査するとともに、独立した立場から経営及び業務執行に提言・助言を期待できると考えております。 当社と吉村氏との間に特別の利害関係はありません。吉村氏は、当社の主要な取引先であり、当社株式の9.10%を保有する明治安田生命保険相互会社に2014年6月まで在籍しておりましたが、当社の同社からの借入金が総資産に占める比率は低く、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、吉村氏が独立性を有すると考えております。
湯澤 公明			湯澤公明氏には、製造業での経験を活かし、公正中立な立場から取締役の職務執行状況を監査するとともに、独立した立場から経営及び業務執行に提言・助言を期待できると考えております。 当社と湯澤氏との間に特別の利害関係はありません。湯澤氏は、当社株式の6.34%を保有するTPR株式会社に2015年6月まで在籍しておりましたが、同社と当社間に営業取引はなく、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、湯澤氏が独立性を有すると考えております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬により構成されており、業績連動報酬に係る指標は、期初に定めた営業利益(開示した業績予想の数値)であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては、取締役(社外取締役を除く)全員の総額、監査役(社外監査役を除く)の総額及び社外役員全員の総額を開示し、事業報告においては、取締役全員の総額、監査役全員の総額、社外取締役の総額及び社外監査役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定方針につきましては、取締役会において、以下のとおり決議しております。

### 【1】基本方針

- (1) 取締役の報酬は、当社企業業績の向上と中長期的な企業価値向上の実現に必要な人材の確保に資するものとする。
- (2) 取締役の報酬は固定報酬である基本報酬と業績に応じて変動する業績連動報酬で構成する。社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。
- (3) 取締役の個人別の報酬は役位、職責、在任年数等に応じ、当社の経営環境等も勘案し決定する。

### 【2】報酬等(業績に連動しない金銭報酬)の額またはその算定方法

取締役の役職、職責、在任年数等に応じて当社の業績等も考慮しながら、総合的に勘案して支給額を決定する。

### 【3】業績連動報酬等の算定方法

業績連動報酬は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

業績連動報酬は、当社が拠出する金銭を原資として信託を通じて当社株式を取得し、取締役に給付する株式給付信託で構成する。取締役に役員株式給付規程に従って、役位に応じて設定される基準ポイントに、各事業年度における営業利益の目標値の達成率に連動した係数に応じた当社株式給付のポイントを付与する。

#### [4] 報酬等の種類ごとの割合

報酬には固定の金銭報酬である基本報酬と、業績連動報酬がある。業績連動報酬の報酬全体に占める割合は、最大30%とする。

#### [5] 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長がその報酬等の具体的内容を決定する権限について委任を受けるものとする。その具体的内容は、各取締役の固定報酬の額とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を委員長とする人事報酬委員会に諮問し答申を得るものとする。

#### [6] 報酬等を与える時期または条件

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。

業績連動報酬は、対象となる取締役に對して、取締役会で定めた役員株式給付規程に従って、役位に応じたポイントを付与し、付与を受けたポイントの数に応じて、取締役を退任した時に当社株式を給付する。

なお、給付の一定割合については、株式を換価し得られる金銭を給付する。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部総務部が社外取締役及び社外監査役の窓口となり、必要な重要書類、議事録等を提供しております。また、内部統制システムの構築に関する基本方針の定めに従い、取締役会及び監査役会の協議により監査役の職務を補助する社員1名が配置されております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は「コーポレートガバナンス基本方針」を策定、公開しております。同方針に定めた当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「株主に対する受託者責任及び顧客、社会、社員などのステークホルダーに対する責任並びに経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレート・ガバナンスの実現を構築し、当社グループの企業価値を永続的に高めるよう努めるものとする」というものです。

### 1. 企業統治の体制

#### ・企業統治の体制の概要

##### (a) 会社の機関

当社は、監査役会設置会社であり、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置いております。また、監督と執行を分離するため、執行役員制を採用しております。

##### (b) 会社の機関の内容

#### 取締役、取締役会

提出日現在における取締役会は、山田 尚人(代表取締役)、高屋 舗 明、本間 勤、昨間 英之(社外取締役)、房前 芳一(社外取締役)の5名(定款で取締役の員数は8名以内と定めております)で構成され、経営の重要事項その他、業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行の監督しております。

取締役会は毎月定例及び適宜開催され、2021年3月期は計30回開催されました。なお、当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

#### 監査役、監査役会

提出日現在における監査役会は、吉村 太一(社外監査役)、吉野 卓、湯澤 公明(社外取締役)の3名(定款で監査役の員数は4名以内と定めております)で構成され、中立的、客観的な監査体制を確保しております。監査役会は毎月定例及び適宜開催され、2021年3月期は計15回開催されました。

#### 執行役員、執行役員会

執行役員は取締役会において選任され、会社の業務を執行しております。執行役員会の構成は、社長執行役員、常務執行役員(2名)、上席執行役員(3名)、執行役員(4名)の10名からなります。

執行役員会は、執行役員全員をもって構成され、取締役会の意思決定を受けて業務執行に関する重要事項を審議し、取締役社長を補佐しております。また、取締役及び監査役は必要に応じ、執行役員会に出席し、意見を述べるができることとなっております。執行役員会は、毎月定例及び適宜開催されております。

#### 合同役員会

合同役員会は取締役、監査役及び執行役員から構成され、重要規程改定等の事項につき審議しております。合同役員会は、適宜開催されております。

#### 各本部会議及び経営企画室会議

グループ各社の代表者を始めとする幹部には親会社の生産、営業、管理の各本部会議への出席と取締役会における業務執行報告を義務付け、経営の透明性を維持しながら、経営理念や経営方針の徹底を図っております。また前述の幹部には、必要に応じて社長直轄の経営企画室会議にも出席を命じております。



## 関係会社経営会議

グループ各社社長が業務執行状況、予算管理状況等を報告し、関係会社の事業運営に関する特に重要な事項につき、審議しております。関係会社経営会議は、四半期毎に開催されています。

## 人事報酬委員会

当社は、取締役の人事、報酬等について中立的立場から公正に審議を行うことを目的に、人事報酬委員会を設置しております。人事報酬委員会は、取締役社長、管理本部担当取締役、社外取締役ならびに取締役社長から指名を受けた者から構成され、委員長は社外取締役から選任されます。人事報酬委員会は、適宜開催され、役員ならびに社員の懲罰及び役員（監査役を除く）の人事、報酬等につき審議しております。

2021年3月期は6回開催され、いずれも全ての委員が出席いたしました。

## 会計監査人

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく監査人として有限責任 ずさ監査法人を選任しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。2021年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定有限責任社員 業務執行社員：中村宏之、島義浩

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 3名、その他 6名

## ・企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社として上記の機関をおき、さらに執行役員制度を採用することにより経営意思決定の迅速化を進めるとともに社外取締役及び社外監査役といった公正中立な立場の有識者の監督と助言を受け、機能的に会社経営を進めることができると考えております。

なお、2021年3月期に開催された取締役会においては、取締役1名が30回全てに、取締役1名が30回中27回に、取締役1名が2020年7月30日の就任以降に開催された18回全てに、社外取締役2名が30回全ての取締役会に出席し、適宜必要な発言あるいは報告を行い、取締役会は極めて有効に機能いたしました。

監査役会においては、監査役3名(うち社外監査役2名)全てが2021年3月期に開催された監査役会15回全てに出席いたしました。取締役会においては、監査役3名が25回全てに出席し、監督機能が極めて有効に働きました。

## ・内部統制システムの整備の状況

当社では内部統制システムの構築に関する基本方針及び内部統制規程を制定し、それに従って社内の業務の適正を確保するための体制を整備しております。また、管理本部内に内部統制担当者を置き、内部統制システムの構築、整備及び運用を行っております。

また、社内各部門から独立した社長直轄の組織として経営監査室をおいております。これら組織は監査役会、会計監査人とも必要に応じて情報交換・意見交換を行い、内部統制システムの強化に努めております。

内部統制評価の結果、発見された開示すべき重要な不備やその他の不備項目は経営監査室と管理本部で協議のうえ、経営監査室長が取締役会に報告するとともに管理本部長が是正の措置を講じることとしております。

## ・リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、企業価値を高め、企業活動の持続可能な成長を実現することを阻害するあらゆるリスクに対処すべく、リスク管理基本方針を定め、リスク管理規程を制定しております。これに基づき、各会議体によってグループ横断的リスク、各部署、各業務プロセスに潜むリスクを抽出・評価し、優先順位をつけて体制の整備、対応策の立案をし、対応策を講じております。さらに、グループ会社各拠点の責任者には四半期に一度、コンプライアンス・リスク管理報告を義務付け、想定される事業リスクの抽出評価を行い、対応策の検討を図っております。

経営企画室は四半期毎にグループ内の各拠点のコンプライアンス・リスクの状況及びグループ横断型リスクを調査・分析し、取締役会またはコンプライアンス・リスク委員会に報告しております。

これらの内容は内部監査規程に基づき経営監査室が監査にて確認し、さらに半期に一度、コンプライアンス・リスク委員会でレビューし、リスク管理レベルの向上を図っております。

## ・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループにおける業務の円滑な遂行及び業務の適正を確保し、グループ各社の相乗的発展を図るべく関係会社管理規程を定めております。また、当社グループは、品質・環境・安全衛生方針、品質・環境マニュアル、各種規程・規格を整備し、業務の標準化を図っております。また、当社グループにおける会社間の取引は、法令、会計原則、税法 その他の社会規範に照らし適切なものとしております。当社グループでは、これを確実にするため、当社グループ全体で整合した年度計画、予算を策定するとともに毎月の取締役会または四半期毎に開催される関係会社経営会議で各社社長が業務執行状況、予算管理状況等を報告し、さらに、毎月開催される各本部・室会議にて業務の適正を確認しております。

取締役、執行役員、関係会社社長から構成される関係会社経営会議は四半期毎に開催され、各社の計画の進捗並びに経営課題につき審議しております。同会議にはグループ全体のガバナンス体制確認のため、監査役も出席しております。2021年3月期においては、同会議の実効性向上や関係会社と当社関連部門との情報共有強化に向けた取組等を通じ、グループ全体の業務の適正性、効率性の一層の向上を図りました。

当社グループの業務の適正を確保し、さらに、これを維持向上させるため、

(1) 関係会社管理統括部門を置き、関係会社の事業運営に関する重要な事項につき必要な情報交換及び検討を行います。また、当社は状況に応じてグループ内各社に取締役及び監査役を派遣します。

(2) グループ会社の事業運営に関する特に重要な事項については、当社の承認を必要とし、取締役会または関係会社経営会議その他の重要な会議または関係会社稟議の審議を踏まえた上で決定します。

(3) 内部監査部門は内部監査規定に準拠した内部監査を、関係会社は品質・環境マニュアルに準拠した事業所内監査を実施します。

(4) 監査役は関係会社の監査を行うとともに、各社の監査役と意見交換等を行い、連携を図ります。

(5) 関係会社に連結財務報告に係る内部統制評価に必要な体制整備を義務付けます。

## 2. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査体制については、執行組織から独立させた社長直轄の経営監査室(室長及び担当者2名)を設置しております。当社グループの業務運営及び財産管理についてその実態を把握し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、業務遂行の過誤不正を防止し、経営の合理化及び業務の改善に資することを基本方針としております。

2021年3月期は、監査役監査との連携を密にした形で監査計画を立案し、各部署、関係会社各拠点において監査を実施いたしました。今後とも、経営監査室は監査役会及び会計監査人と監査計画、監査内容について相互連携を図り、より幅の広い視点からの監査を行い充実を期してまい

ります。

内部統制の整備及び運用は管理本部が推進し、その評価は経営監査室が行っております。経営監査室は、管理本部、監査役及び会計監査人とも適宜、意見及び情報交換を行っております。

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議・報告内容を監査し、必要に応じ意見表明を行っております。取締役会への出席率は全監査役100%でした。

その他、半期・四半期毎に開催される重要会議には全監査役が出席するとともに、月例の重要会議には常勤監査役が出席しております。

また、監査役全員による代表取締役社長をはじめとした全取締役との意見交換会を定期的に開催しております。とりわけ社外取締役とは四半期毎に情報交換・意見交換を目的とした連絡会を設けております。

その他、関係会社を含めた各拠点への往査及び各部署からのヒアリング、稟議書等の重要な決算書類の閲覧を実施しております。監査にあたっては経営監査室及び会計監査人との情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして監査の実効性と効率性の向上に努めております。

また、監査役をサポートする体制として、内部統制システム構築に関する基本方針の定めに従い、取締役会及び監査役会の協議により監査役の職務を補助する社員1名が指名・配置されております。

なお、監査役吉野卓氏は、沖電気工業株式会社及び当社にて、約40年にわたり決算手続並びに財務諸表等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### 3. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、企業経営や財務等に相当の知見を有する人物に他社等での経験を活かし、執行から独立して有効かつ公正な経営判断をしていただけることを社外取締役の選任基準としております。また、公正中立な立場から取締役会の職務執行状況を監査するとともに適切な提言・助言をいただけることを社外監査役の選任基準としております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりません。選任においては一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、人格、識見とも優れ、また、他社の経営層として豊富な経験を有するなど、会社全般にわたって経営を監視する立場に適した人材を選任しております。

社外取締役昨間英之氏は、製造業における取締役の経験を有し、製造業経営に相当の知見を有しております。これらのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると考えております。当社と昨間氏との間に特別の利害関係はありません。

昨間氏は、株式会社オーバルに2018年6月まで在籍しておりましたが、当社と同社との間に営業取引はなく、出身会社の意向に影響される立場にありません。当社の取締役会の意思決定に対し、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、昨間氏が独立性を有すると考えております。

社外取締役房前芳一氏は、技術者として、また海外関係会社社長をはじめとする経営者として、製造業経営に相当の知見を有しております。これらのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると考えております。当社と房前氏との間に特別の利害関係はありません。

房前氏は、日機装株式会社に2017年9月まで在籍しておりましたが、当社と同社との間の営業取引は僅少であり、出身会社の意向に影響される立場にありません。当社の取締役会の意思決定に対し、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、房前氏が独立性を有すると考えております。

当社は、昨間氏及び房前氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役は、取締役会に出席するほか、当社グループの主要会議に出席し、公正中立な立場から審議内容が会社の経営方針に沿うものであるか、企業倫理上の問題がないか等の確認を行い、必要に応じて意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言をしております。また、当社グループ各拠点を訪問し、必要に応じて役員及び社員から聞き取りを行うなど業務の適正性を確認しております。

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当該内容の契約を締結しております。

社外監査役吉村太一氏には、金融業での経験を活かし、公正中立な立場から取締役の職務執行状況を監査するとともに、独立した立場から経営及び業務執行に提言・助言を期待できると考えております。当社と吉村氏との間に特別の利害関係はありません。吉村氏は、当社の主要な取引先であり、当社株式の9.10%を保有する明治安田生命保険相互会社に2014年6月まで在籍しておりましたが、当社の同社からの借入金総資産に占める比率は低く、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、吉村氏が独立性を有すると考えております。

社外監査役湯澤公明氏には、製造業での経験を活かし、公正中立な立場から取締役の職務執行状況を監査するとともに、独立した立場から経営及び業務執行に提言・助言を期待できると考えております。当社と湯澤氏との間に特別の利害関係はありません。湯澤氏は、当社株式の6.34%を保有するTPR株式会社に2015年6月まで在籍しておりましたが、同社と当社との間に営業取引はなく、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、湯澤氏が独立性を有すると考えております。

当社は、吉村氏及び湯澤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席するほか、全ての取締役との意見交換会の実施、当社グループ各拠点への往査、各部署へのヒアリング等を通して、経営や監査活動全般において客観性や中立性を確保した行動を行っております。

また、当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当該内容の契約を締結しております。

なお、内部統制報告を含めた各監査報告は取締役会にて社外取締役及び社外監査役に報告されております。

### 4. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの実施状況

2021年3月期に開催した、または当該期間に係る重要な会議は以下の通りです。

- ・第97回定時株主総会並びに同継続会
- ・取締役会 30回
- ・監査役会 15回

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として上記の機関をおき、さらに執行役員制度を採用することにより経営意思決定の迅速化を進めるとともに社外取締役及び社外監査役といった公正中立な立場の有識者の監督と助言を受け、機能的に会社経営を進めることができると考えております。

なお、2021年3月期に開催された取締役会において、取締役1名が30回全てに、取締役1名が30回中27回に、取締役1名が2020年7月30日の就任以降に開催された18回全てに、社外取締役2名が30回全ての取締役会に出席し、適宜必要な発言あるいは報告を行い、取締役会は極めて有効に機能いたしました。

監査役会においては、監査役3名(うち社外監査役2名)全てが2021年3月期に開催された監査役会15回全てに出席いたしました。取締役会においては、監査役3名が30回全てに出席し、監督機能が極めて有効に働きました。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2021年の定時株主総会においては、開催が集中しないと予想された6月23日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2020年6月30日開催の第97回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を採用いたしました。また、併せてQRコードを読み取ることで議決権行使ウェブサイトへログインが可能な「スマート行使」を導入し、株主の皆さまが議決権を行使しやすい環境を整備いたしました。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IR活動基本方針」を制定し、様々な企業情報を、適時性・公平性・正確性・継続性に配慮して発信し、株主・投資家の皆様の信頼にこたえることを目指しております。また、社内規程である「情報開示規程」を制定し、適切な情報伝達の経路及び開示方法につき定めております。 「IR活動基本方針」については、当社WEBサイトにて公表しております。  「IR活動基本方針」 <a href="https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/ir00.pdf">https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/ir00.pdf</a>	
IR資料のホームページ掲載	決算短信などの決算関連資料、適時開示資料及び株主総会資料を当社WEBサイトに掲載し、広く開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	業務分掌規程において経営企画室経営企画部を管掌部署と定め、担当者を置いております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、社是の「誠意」と経営理念である「ファインストカンパニー(美しき良き会社)」「ファインストワーク(美しき良き仕事)」を踏まえて、健全な事業活動を展開するにあたり、法令等を遵守し、社会規範・企業倫理に則って行動するとともに、地球環境保全、社会貢献、人権尊重等について企業の社会的責任を果たすことを基本方針としています。これらを「岡谷グループ行動基準」として制定し、これらの基本方針を実現するために、岡谷グループ役員及び社員等がとるべき行動基準を定めております。この内容を社内の電子掲示板に掲示するほか、携帯可能な小冊子にまとめ、グループ役員及び社員に配付しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、市場ニーズ把握による製品企画から、生産、販売、サービスに至るまで、一連のマネジメントシステムを充実させ、これらの的確な運営によってお客様に満足・感動を提供してまいります。 その実現に向けて、「環境にやさしく、最も適切な時期に、最も経済的に、常に安定した品質の製品を」誠意をもってお客様に提供し続けます。また、お客様からの環境要求事項や環境法規制を順守し、環境にやさしい製品を、誠意をもって供給することにより、地球環境との共生を図り、次世代に住み良い地球と豊かな社会の実現を目指します。 労働安全衛生面では、社員の安全衛生面の改善、安全で安心な働き甲斐のある職場づくりを実施し、実現のためのスパイラルを廻します。 これらを実施することによって、お客様に安心を提供し、当社の存在価値を高め、結果「OKAYA ブランド」の向上することにより、お客様からの信頼を得る活動を続けております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

「IR活動基本方針」を制定し、様々な企業情報を、適時性・公平性・正確性・継続性に配慮して発信し、株主・投資家の皆様の信頼にこたえることを目指しております。また、社内規程である「情報開示規程」を制定し、適切な情報伝達の経路及び開示方法につき定めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、岡谷グループ行動基準及びCSR基本方針を設け、その中に下記を定める。

岡谷グループは、企業活動において求められる法令遵守はもとより、経営理念を貫き、高い倫理観に即して行動することが、企業の社会的責任(CSR)を完遂するための最重要事項と認識し、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を遂行する。

当社の取締役は、上記方針の実践のため社是、経営理念及び岡谷グループ行動基準に従い、当社グループにおける企業倫理の遵守及び浸透に関してリーダーシップを発揮する。

当社は取締役、執行役員及び経営監査室長から構成されるコンプライアンス・リスク委員会を置き、さらにコンプライアンス・リスク管理担当役員及び内部統制担当者を置き、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書・記録その他情報を、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、企業価値を高め、企業活動の持続可能な成長を実現することを阻害するあらゆるリスクに対処すべく、リスク管理基本方針を定め、リスク管理規程を設ける。これに基づき、各会議体によってグループ横断的リスク、各部署、各業務プロセスに潜むリスクを抽出・評価し、優先順位をつけて体制の整備、対応策の立案をし、対応策を講じる。さらに、各本部は、事業戦略策定時に想定される事業リスクの抽出・評価を行い対応策の検討を図る。

また、経営企画室は四半期毎にグループ内の各拠点のコンプライアンス、リスクの状況及びグループ横断型リスクを調査・分析し、取締役会及び半期に一度開催されるコンプライアンス・リスク委員会に報告する。

これらの内容は内部監査規程に基づき内部監査部門が監査にて確認する。また、コンプライアンス・リスク委員会は当社グループのリスク管理状況をレビューし、リスク管理レベルの向上を図る。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、社是、経営理念を踏まえ、取締役会が中期経営計画を策定し、その方針のもとに業務を推進する。

当社の意思決定の妥当性及び執行業務の管理監督・牽制機能を向上するため、取締役のうち一名以上は社外取締役とする。

当社は取締役会を毎月定例及び適宜開催し、経営の重要事項その他、業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行の監督を行う。また、業務執行と監督の役割分担を明確にするとともに、より機動的な業務執行を可能にするため、執行役員制を採用する。

さらに、取締役、監査役及び執行役員から成る合同役員会を適宜開催し、重要規程の改廃等の審議を行う。なお、執行役員会は毎月定例及び適宜開催され、予算実績管理、その他業務執行に関する重要事項の意思決定をし、業務執行の円滑化を図る。

当社グループは経営方針の徹底のため、中期経営計画を立案、遂行し、これをもとに年度執行計画及び予算を立案し、各部署、関係会社、社員に至るまで方針を展開し、業務計画を策定、推進する仕組みを構築することにより、取締役の職務の効率化を図る。

#### (5) 社員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社是、経営理念、コンプライアンス基本方針、岡谷グループ行動基準を定め、その周知徹底と実践運用を行う体制を構築する。また、これを維持向上させるため、当社グループの社員に対する教育、研修を行う計画を策定、実施する。さらに当社グループは、コンプライアンス違反行為が疑われる場合に適切に対処するため、グループ横断的内部通報制度を設ける。

なお、当社グループは内部通報(相談も含む)をした者が当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを徹底している。

社員の職務の執行が法令、定款に適合することを確認し、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規程に準拠した内部監査、品質・環境マニュアルに準拠した事業所内監査を実施する。

#### (6) 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の円滑な遂行及び業務の適正を確保し、グループ各社の相乗的発展を図るべく関係会社管理規程を定める。また、当社グループは、品質・環境・安全衛生方針、品質・環境マニュアル、各種規程・規格を整備し、業務の標準化を図る。また、当社グループにおける会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。

当社グループでは、これを確実にするため、当社グループ全体で整合した年度計画、予算を策定するとともに毎月の取締役会または四半期毎に開催される関係会社経営会議で各社長が業務執行状況、予算管理状況等を報告し、さらに、毎月開催される各本部・室会議にて業務の適正を確認する。

当社グループの業務の適正を確保し、さらに、これを維持向上させるため、

関係会社管理統括部門を置き、関係会社の事業運営に関する重要な事項につき必要な情報交換及び検討を行う。また、当社は状況に応じてグループ内各社に取締役及び監査役を派遣する。

関係会社の事業運営に関する特に重要な事項については、当社の承認を必要とし、取締役会または関係会社経営会議その他の重要な会議または関係会社稟議の審議を踏まえた上で決定する。

内部監査部門は内部監査規程に準拠した内部監査を、関係会社は品質・環境マニュアルに準拠した事業所内監査を実施する。

監査役は関係会社の監査を行うとともに、各社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。

関係会社に連結財務報告に係る内部統制評価に必要な体制整備を義務付ける。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する専任の社員を置いていないが、監査役会が監査役の職務を補助すべき専任の社員を必要と判断した場合、取締役会と監査役会で協議し、人員の配置を行うものとする。

(8) 前号の社員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該社員に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項

前号の社員の取締役からの独立性を確保し、当該社員に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該社員の任命、異動、評価等人事権に係わる事項の決定には常勤監査役の同意を得るものとする。

(9) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、取締役、執行役員が報告を行う取締役会、合同役員会、執行役員会に監査役が出席するほか、取締役、執行役員及び社員が業務執行上重要な討議及び報告を行う各本部・室会議、各本部・室拡大会議、関係会社経営会議、コンプライアンス・リスク委員会、品質環境委員会等の重要会議には常勤監査役が出席する。また、稟議書や議事録及び業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び社員から説明を聴取する。

監査役は、必要に応じて取締役会、合同役員会及び執行役員会その他の会議の場並びに取締役との定期的な意見交換の場で意見を述べるものとする。

取締役・執行役員及び社員並びに関係会社の取締役及び社員またはこれらの者から報告を受けた者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他法令もしくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事実について決定したときは、直ちに監査役に報告する。

なお、当社は監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを徹底している。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務執行について生じる費用等の処理に関する体制

監査役は、監査が実効的に行われることを確実にするため取締役と定期的な意見交換を実施するとともに、執行役員とも適宜必要な意見交換を行う。また、内部監査部門及び会計監査人と監査計画、監査内容について、情報交換を行う等相互連携を図るものとする。

監査役の職務執行について生じる費用または債務は、監査役の意見を尊重して適時適切に処理する。

(11) 当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制

適正かつ適時の財務報告を行うために経理責任者を置き、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、社内規程に基づき、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備する。

また、財務報告に係る内部統制として、管理本部に金融商品取引法に基づく内部統制の担当者を置き、グループ全体の内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備する。なお、経営監査室は当社グループの内部統制評価・改善結果を定期的に取締役会に報告する。

## 運用状況の概要

### 1. 内部統制システム全般について

#### 概要

当社は「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、国内外の関係会社を含めた内部統制システムの整備を重点的に実施しております。

対応する「業務の適正を確保するための体制」

・内部統制システムの構築に関する基本方針

### 2. 取締役の職務執行・関係会社管理について

#### 概要

取締役会は毎月定例及び適宜開催され、2021年3月期(以下、当事業年度と略す)におけるその回数は計30回でした。取締役会では、業務執行取締役及び執行役員に關係会社を含めた業務執行報告を義務付け、当社及び關係会社から成る企業集団における業務の適正性をモニタリングし、その内容の適正性、有効性を十分に討議しております。取締役が出席する重要会議にグループ各社の社長を出席させ、業務執行報告を求めるなど経営の透明性を確保しながら、経営理念や経営方針の徹底を図っております。

取締役、監査役及び執行役員から構成される合同役員会は適宜開催され、当事業年度におけるその回数は計12回であり、重要規程の改定につき審議いたしました。

執行役員から構成される執行役員会は毎月定例及び適宜開催され、当事業年度におけるその回数は計21回であり、業務執行に関する重要事項及び社長執行役員より審議委任された事項につき審議いたしました。

取締役、執行役員、關係会社社長から構成される關係会社経営会議は四半期毎に開催され、各社の計画の進捗並びに経営課題につき審議いたしました。同会議にはグループ全体のガバナンス体制確認のため、監査役も出席しております。また、当事業年度は、同会議の実効性向上や關係会社と当社関連部門との情報共有強化に向けた取組等を通じ、グループ全体の業務の適正性、効率性の一層の向上を図りました。

全取締役による取締役会の実効性評価を1回実施いたしました。方式はアンケートに基づく自己評価とし、客観性を確保するため、社外取締役がその取りまとめを行っております。得られた結果は取締役会に報告され、次年度以降の取締役会の実効性向上の論点として共有しております。

対応する「業務の適正を確保するための体制」

第2条 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

第4条 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

第6条 当社及び關係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

### 3. コンプライアンス・リスク管理について

#### 概要

取締役、執行役員及び経営監査室長から構成されるコンプライアンス・リスク委員会の開催や取締役会でのコンプライアンス・リスク管理報告により、当社グループ全体のコンプライアンス体制の運用状況や事業リスクへの対応、不正行為の発生防止策等を定期的に確認いたしました。また、同委員会等には監査役も出席しております。なお、同委員会の活動内容は品質・環境委員会とも連携しており、その有効性はISO9001/14001の審査対象に含まれています。年間を通して継続的な活動を実施しております。

前出のコンプライアンス・リスク委員会及び取締役会でのコンプライアンス・リスク管理報告では、グループ会社各拠点の責任者からのコンプライアンス・リスク管理報告や各リスクへの対応状況の把握等を通じ、グループ全体のコンプライアンス・リスク管理状況を確認し、リスク管理レベルの向上を図っております。なお、コンプライアンス担当部門が当該報告より把握した情報は、全て監査役会及び経営監査室と共有がなされています。

国内外に勤務する社員を対象に、計3回のコンプライアンス研修を実施いたしました。研修にて用いた資料はファイルサーバにて共有し、グループ役員及び社員が適宜閲覧・ダウンロードできる体制を整えております。

品質・環境保証の思想及び活動内容の標準化を推進するため、経営企画室長及び各部門の品質・環境管理責任者から構成される品質環境委員会を隔月で開催しており、製品の品質や各事業所の取り組み状況の共有を図っております。また、品質・環境委員会において提起された重要課題は、前出のコンプライアンス・リスク委員会でも報告され、より多角的な視座で継続監視しております。

内部監査規定に従い、経営監査室が年間監査計画を立案し、その計画に基づき内部監査を実施しております。  
リスク管理基本方針及びリスク管理規程を定めており、新型コロナウイルス感染拡大に際しても、グループ役員及び社員の安全確保、迅速な情報共有、代替生産の実施等の対応を行いました。また、その後のコンプライアンス・リスク委員会では、これらの対応のレビューを行い、改善点の抽出も行ってあります。  
内部通報制度の見直しを実施するとともに当該制度についての研修を通じた内部通報制度の周知等、内部通報制度を適切に整備しております。

各国における競争法を遵守するため、競合他社が同席する、もしくは同席する可能性がある会合等への参加に際しては、参加社員による所属本部長及びコンプライアンス・リスク管理担当役員への事前承認及び事後報告を義務付けております。  
情報セキュリティ基本方針及び関連規程を改定し、一層の情報管理体制の強化を図りました。

- 対応する「業務の適正を確保するための体制」
- 第1条 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 第3条 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 第5条 社員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

#### 4. 監査役について

**概要**  
当社では取締役会のみならず社内的重要会議についても監査役が出席し、取締役及び子会社社員を含む社員に対し、必要に応じ報告を求め、意見交換及びヒアリング等を実施することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。また、ヒアリングの実施に際しては、国内外の子会社を含むグループ各拠点への往査を実施し、その有効性を確実なものにしてあります。

監査役は、定期的に代表取締役をはじめ各取締役との意見交換会を行っております。とりわけ社外取締役とは、四半期毎に意見・情報交換を目的とした連絡会を実施しております。

監査役をサポートする体制として、監査役の職務を補助する社員1名を配置しております。当該社員の任命、異動については常勤監査役の同意を得ることで、独立性を確保しております。

当社及び関係会社の取締役及び社員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他法令もしくは定款に違反する事実等を発見したときは直ちに監査役へ報告することとしております。なお、監査役に必要な情報を提供したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。

対応する「業務の適正を確保するための体制」

- 第7条 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項
- 第8条 前号の社員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該社員に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項
- 第9条 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 第10条 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務執行について生じる費用等の処理に関する体制

#### 5. 財務報告について

**概要**  
財務報告の責任者及び金融商品取引法に基づく内部統制の担当者を管理本部に置き、適正かつ適時の財務報告を行う体制をとっております。また経営監査室は内部統制監査を行い、その評価・改善結果を取締役に報告しています。

対応する「業務の適正を確保するための体制」

- 第11条 当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「岡谷グループ行動基準」第18条に「反社会的行為への関与の禁止」として、(1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断すること。(2)反社会的勢力・団体の行動を助長するような行為を行わないことをグループ役員及び社員に義務付けております。この内容を社内の電子掲示板に掲示するほか、携帯可能な小冊子にまとめ、グループ役員及び社員に配付しております。

また、社内においてコンプライアンス研修を実施し、教育・啓蒙に努めております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

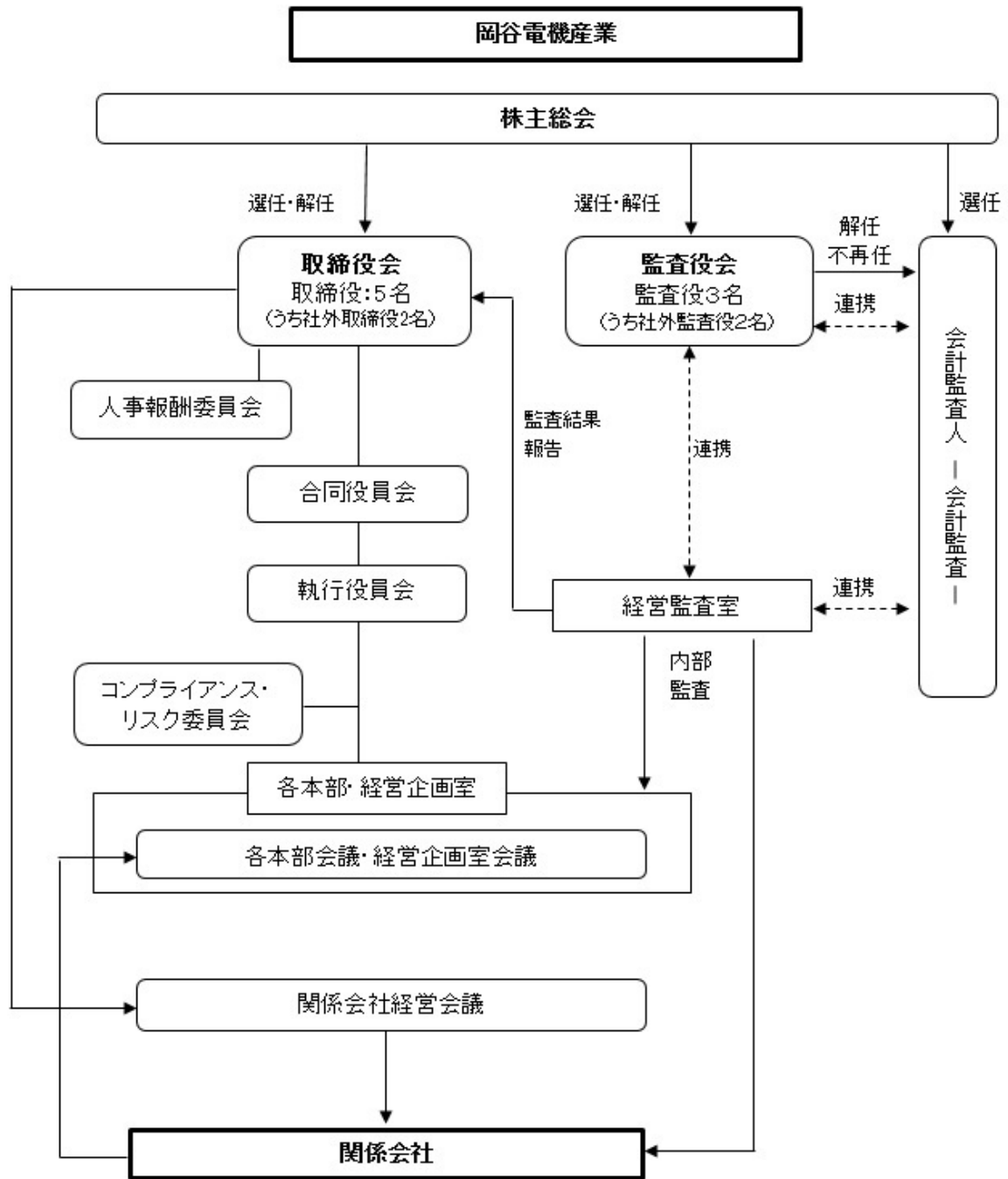
なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループは、グループ全体として「岡谷グループ行動基準」を制定し、これに基づきコーポレートガバナンス、コンプライアンス体制の一層の充実に努めております。

参考資料： 模式図



### 適時開示体制の概要図

